

京都市建設局の都市公園における行為許可基準

京都市都市公園条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づく行為の許可に係る基準は、下記のとおりである。

なお、本基準は、都市公園法（以下「法」という。）第7条第1項第6号に規定する仮設工作物を設けて都市公園を占用しようとする者のうち、条例第4条の規定に基づき、条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けることを要しないとされたものその他これに相当する者として市長が認めるものについても適用するものとする。

記

1 審査基準

(1) 共通基準

- ア 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼすおそれがないこと。
- イ 公園施設を破損し、又は汚損するおそれがないこと。
- ウ 騒音等により公園の静けさを損なわないこと。
- エ 事故が発生するおそれがないこと。
- オ 公園に隣接して居住する者に迷惑を掛けるおそれがないこと。
- カ 都市公園の種類、規模、設置目的、利用の実態等に適合するものであること。
- キ 公園利用者、地域住民等の理解が得られるものであること。
- ク 公共の福祉、公序良俗等に反するものでないこと。
- ケ 専ら私的な利益を目的としていないこと。

(2) 個別基準

- ア 業として写真又は映画を撮影する場合
 - (ア) 他の利用者の公園利用に、支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。
 - (イ) 都市公園で行われる写真又は映画の撮影として不適当な内容でないこと。
- イ 興行を行う場合
 - (ア) 専ら営利を目的とした興行でなく、かつ都市公園で行われる行為として不適当な内容でないこと。
- ウ 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園

の全部又は一部を独占して利用する場合

(ア) 公共性又は公益性に欠け、参加者等を不当に制限する催し物でないこと。

(イ) 専ら営利を目的とした催しでないこと。

(3) 許可に関する条件

前2号の基準に基づき行為の許可又は占用の許可を受けた者が、次のアからウまでに掲げる行為を行う場合の条件は、次のとおりである。

ア 物品の販売又は頒布

(ア) 営利を目的とした物品の販売又は出店を行わないこと。ただし、本市の業務と関連する地域自治組織、公共的な団体等が、明らかに地域の公益を目的とする催し物に付随したもので、その催し物の参加者を対象とし、不特定多数の公園利用者等を対象としていないものについては、この限りでない。

(イ) 物品の内容、種類及び価格が都市公園内での販売として不適当な内容でないこと。

イ 募金、署名等

(ア) 他の利用者の公園利用に、支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。

(イ) 公共の福祉に反しないものであり、公園でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。

ウ はり紙、はり札その他の広告物

(ア) 公園又は公園施設の管理上支障を及ぼすおそれがないもの。

(イ) 公序良俗に反しないもの。

(ウ) 法令（条例を含む。）の規定に違反しないもの。

(エ) その他、公園の設置目的に照らして適当と認められるもの。

2 受付期間

(1) 京都市梅小路公園

利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日）の属する月の6箇月前の月の初日から、申請を受け付けるものとする。ただし、市長が特別に認める場合については、この限りではない。

なお、申請受付を開始した日に、使用日時が重なる申請があった場合は、抽選により決定するものとする。

(2) (1) 以外の公園

随時、申請を受け付けることとする。

なお、使用日時が重なる申請があった場合は、受付順位により決定するものとする。

3 標準処理期間

申請があった日の翌開庁日から起算して14日とする。ただし、当該申請の補正を求めた場合において、当該補正をするために要する期間は、含まない。

附 則

この基準は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この改正による改正後の京都市建設局の都市公園における行為許可基準2(1)の規定は、この改正の施行の日以後に受け付ける申請のうち、令和5年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。